

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年3月14日付けで行った公文書不
開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年3月12日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年
埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関
に対し、「口頭意見陳述について処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ないと
する公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、処分庁及び審査庁が同一課所となることについて説明
した文書を県では作成又は取得しておらず、保有していないとして、令和6年3
月14日付けで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に
通知した。
- (3) 審査請求人は、令和6年3月19日付けで、実施機関に対し、本件処分に対し
て取消しの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年10月24日に実施機関から条
例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、処分庁からの弁明書の写しの
提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求の趣旨
処分の取り消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
手引き又はガイドブック等に記載されていると思います。再度精査の上で再決定
を求めます。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 口頭意見陳述を行うものについて

口頭意見陳述について、条例第23条は「開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（以下「法」という。）第9条第1項の規定は適用しない。」と規定しているため、情報公開の開示決定に係る審査請求については、法第9条第1項に規定する審理員を指名しない。

そのため、審理員に代わって、法第9条第1項において審理員を指名することと規定されている審査庁が口頭意見陳述を行うことになる。

(2) 審査庁について

審査庁とは、法第9条第1項において、法第4条の規定により審査請求がされた行政庁と規定されている。また、審査請求をすべき行政庁とは、法第4条第1項において、処分庁に上級行政庁がない場合は当該処分庁としている。

条例第10条において、公文書の開示を行うものは、実施機関とされている。実施機関とは、条例第2条第1項により、知事、教育委員会等、県において行政組織規則等により定められている地方自治法、警察法、地方公営企業法及び地方独立行政法人法によって独立して事務を管理し、執行することができる機関と規定されている。

そのため、本件審査請求書において、審査請求人は手引き又はガイドブック等に本件開示請求に係る内容が記載されているのではないかと記載しているが、「情報公開の事務処理手順（職員用）（以下「事務処理手順」という。）」第8「審査請求について」では「警察本部以外の実施機関では『審査庁』＝『処分庁』＝『諮問庁』（実施機関）である。」と記載しており、例えば、知事部局においては、審査庁、処分庁及び諮問庁はすべて埼玉県知事となる。

(3) 処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ないとする公文書について

前述のとおり、法においては、当該処分庁に上級行政庁がない場合は当該行政庁が審査庁になるとの規定しかない。

そのため、法及び条例に基づいて作成した事務処理手順においても、警察本部以外の実施機関においては、審査庁、処分庁及び諮問庁は全て公文書の開示を行った実施機関になるため、同一であるとしか記載しておらず、審査請求人が求める「処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ない。」とする記載はない。

また、埼玉県はそのような記載をした公文書を作成又は取得しておらず、保有していない。

なお、法第9条第2項及び総務省行政管理局が作成している「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」において、審理員については、審査請求に係る処分に関与し、関与することとなる者については除斥するものとの記載があるが、審査庁についてはそのような記載はない。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求に係る対象文書について

ア 実施機関は本件開示請求について、処分庁及び審査庁が同一課所となることについて説明した文書を県では作成又は取得しておらず、保有していないことから不存として不開示としている。これに対して、審査請求人は、手引き又はガイドブック等に記載されているはずである旨主張する。

イ 本件開示請求に係る対象文書は、処分庁及び審査庁が同一課所となることについて説明した公文書である。

ウ そこで、上記を踏まえ、本件開示請求に係る対象文書のうち実施機関が保有するものの有無について、以下検討する。

(2) 本件開示請求に係る対象文書の保有の有無について

ア 口頭意見陳述を行うものについて

法第9条第1項では「第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（中略）のうちから第三節に規定する審理手続（中略）を行う者を指名する」と規定されているが、条例第23条において「開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法第9条第1項の規定は適用しない。」と規定されていることから、情報公開の開示決定に係る審査請求については、法第9条第1項に規定する審理員を指名しない。

さらに、法第9条第3項において、「審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。」と規定されていることから、法第31条に規定される口頭意見陳述については、法第9条第3項別表第1の適用読替により審査庁が行うことになる。

イ 審査庁、処分庁及び諮問庁について

審査庁とは、法第9条第1項において、法第4条の規定により審査請求がされた行政庁とされており、審査請求をすべき行政庁とは、法第4条第1号において、処分庁に上級行政庁がない場合は当該処分庁と規定されている。また、諮問庁とは、条例第24条第3項において、同条第1項の規定により諮問をした実施機関とされている。なお、条例第24条第1項で諮問は裁決をすべき実施機関がしなければならないと規定されており、裁決をすべき実施機関は法第44条の規定により審査庁であるとされている。

条例第10条において、開示請求に対する開示義務を負うのは実施機関とされている。実施機関とは、条例第2条第1項により、知事、教育委員会等、県において行政組織規則等により定められている地方自治法、警察法、地方公営企業法及び地方独立行政法人法によって独立して事務を管理し、執行することができる機関と規定されている。

そのため、本条例に規定する審査請求においては、警察本部以外の実施機関では『審査庁』＝『処分庁』（実施機関）＝『諮問庁』（実施機関）であり、例えば、知事部局においては、審査庁、処分庁及び諮問庁はすべて埼玉県知事となる。

このことについては、例えば「情報公開事務の手引（令和5年4月版）（以下「手引」という。）」115頁の「ウ 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の審理」に「当該審査請求では、実施機関のうち警察本部長が処分庁である場合に公安委員会が審査庁となるほかは、各実施機関が処分庁で審査庁となる。」という記載があり、また「事務処理手順（令和3年4月版）」89頁の第8「審査請求について」に「警察本部以外の実施機関では『審査庁』＝『処分庁』＝『諮問庁』（実施機関）である。」という記載があることが認められる。

ウ 処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ないとする公文書について

本件開示請求において、開示請求者は「口頭意見陳述について処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ないとする公文書」を求めている。

しかしながら、前述のとおり、法においては、当該処分庁に上級行政庁がない場合は当該行政庁が審査庁になるとの規定しかない。

当審査会において、別表に掲げる法令や条例の解釈を記載した資料を見分したところ、「口頭意見陳述について処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ない」とする記述は認められなかった。

そのため、実施機関が弁明する「法及び条例に基づいて作成した事務処理手順においても、警察本部以外の実施機関においては、審査庁、処分庁及び諮問庁はすべて公文書の開示を行った実施機関になるため、同一であるとし記載しておらず、審査請求人が求める「処分庁、審査庁が同一課であるが、問題ない。」とする記載はない。また、埼玉県はそのような記載をした公文書を作成又は取得しておらず、保有していない。」とする説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

したがって、実施機関は、本件開示請求に係る対象文書を保有しているとは認められない。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のとおり、実施機関において、本件開示請求に係る対象文書を保有しているとは認められず、本件処分は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市周作、今泉千晶、安原陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年10月24日	諮問（諮問第379号）を受け、弁明書の写しを受理
令和7年 1月 9日	審議（第一部会第177回審査会）
令和7年 1月29日	審議（第一部会第178回審査会）
令和7年 2月28日	答申

別表

当審査会が調査した公文書の名称
埼玉県情報公開条例
埼玉県情報公開条例施行規則
知事が行う公文書の開示等に関する規則
埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準
埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱
埼玉県情報公開審査会規則
埼玉県情報公開審査会運営要領
情報公開事務の手引
情報公開の事務処理手順（職員用）